

宇佐市人事行政の運営等の状況についてお知らせします。（令和7年度公表）

地方公務員法及び宇佐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、宇佐市人事行政の運営等の状況について公表します。

令和7年12月26日更新

I. 職員の任免及び職員数に関する状況

変更があればその都度改訂します。

令和6年4月1日現在職員数	684 人
令和6年度退職者数	23 人
令和7年4月1日採用者数	24 人
令和7年4月1日現在職員数	685 人

II. 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

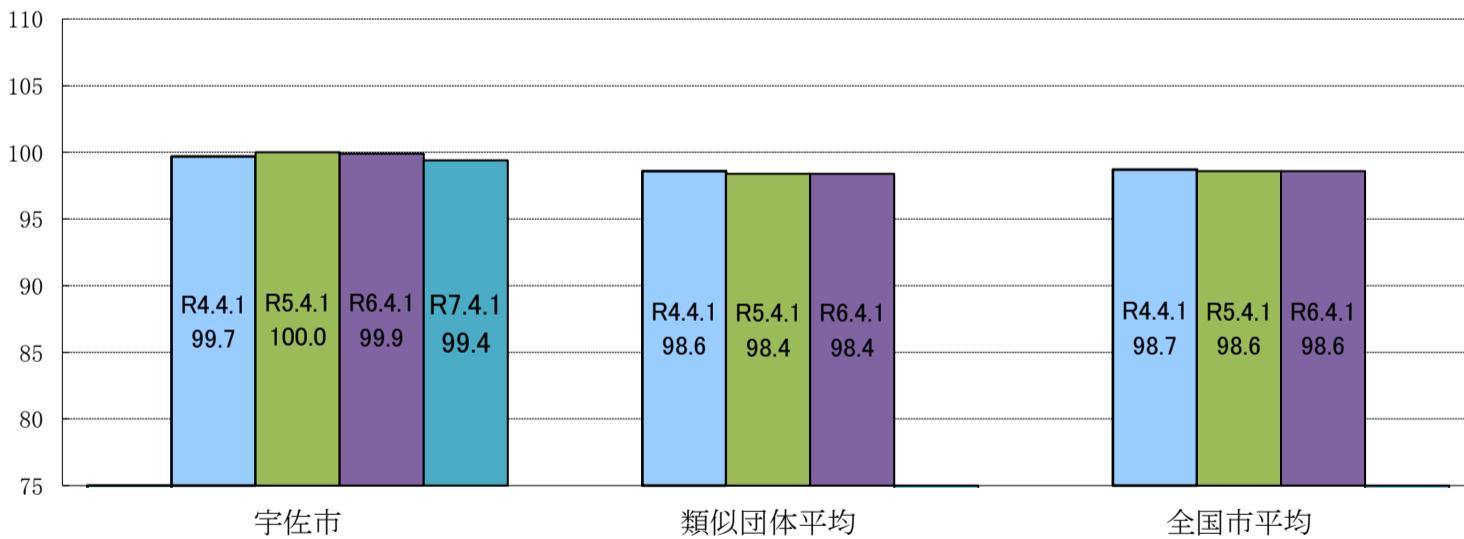
区分	住民基本台帳人口 (令和6年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)
						令和5年度の人件費率
令和6年度	人 51,552	千円 37,244,509	千円 1,259,581	千円 6,159,506	% 16.5	% 15.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)類似団体平均 給与費 B/A	一人当たり給与費 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 607	千円 2,361,977	千円 399,978	千円 1,063,250	千円 3,825,205	千円 6,302	千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
3 職員数は特別会計等77人を除いた数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告(宇佐市には人事委員会はありません。)				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和6年度	円 —	円 —	円 —	円 —	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告(宇佐市には人事委員会はありません。)				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和6年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施 未実施]

・実施内容

(給料表の改定実施時期) : 平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.3%引下げ。

若年層については、見直しなし。高齢層については、最も高い見直しで4.7%の引下げ。

激変緩和のため、5年間(令和2年3月31日まで)経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

・地域手当は支給しておりません。

③その他の見直し内容

・管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)。

(6) 特記事項

給料の削減等

◎全職員の給料をH18/4/1より一律5%削減、H22/4/1～H23/3/31は級別にカット率を設定した(1～2級=4%、3～6級=5%、7級以上=6%)

H23/4/1～H25/8/31は級別にカット率を設定した(1～2級=3%、3～6級=4%、7級以上=5%)

H25/9/1～H26/4/30は級別にカット率を設定した(1～2級=4%、3～6級=5%、7級以上=6.5%) ※国の東日本大震災に係る減額に応じたもの

H26/5/1～H29/3/31は級別にカット率を設定した(1～2級=2%、3～6級=3%、7級以上=4%)

H29/4/1～R2/3/31は級別にカット率を設定した(1～2級=2%、3～6級=4%、7級以上=6%)

R2/4/1～R5/3/31は級別にカット率を設定した(1～2級=1.5%、3級=3%、4～6級=4%、7級以上=6%)

R5/4/1～R8/3/31は級別にカット率を設定した(1～2級=1.2%、3級=2.7%、4～6級=3.8%、7級以上=5.8%)

◎管理職手当をH18/1/1より削減

部長級～(支給率)給料の12%→H18/1/1から9%→H20/4/1から8%

課長級～(支給率)給料の8%→H18/1/1から6%→H20/4/1から5.5%

* H22/4/1より、カット後の中位層の額を参考に定額化している(課長級=31,500円 部長級=43,400円)

* H25/9/1より、(課長級=48,500円 部長級=62,300円)に改定

* H28/4/1より、(園長、所長等=12,000円、21,500円 課長等=48,500円、53,500円 部長等=62,300円、66,200円、70,000円)に改定

* H25/9/1～H29/3/31は10%削減

◎職員の昇給をH20/1/1より1年間停止(若年層及び給料表の二表適用者除く)

◎新給料表への号給の切替え(H18/4/1)に伴う経過措置としての現給保障について、差額相当額の30%削減

◎職務級の見直し(H23/4/1、H27/4/1)に伴う経過措置としての現給保障について、差額相当額の5～20%削減

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宇佐市	41.8 歳	332,211 円	388,666 円	353,708 円
大分県	歳	円	円	円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	歳	円	円	円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宇佐市	47.8 歳	348,014 円	378,815 円	362,952 円
うち 学校給食	47.1 歳	346,965 円	377,817 円	363,167 円
うち その他	54.0 歳	358,506 円	383,300 円	361,400 円
大分県	歳	円	円	円
国	歳	円	—	円
類似団体	歳	円	円	円
民間事業者平均	歳	—	円	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分	宇佐市	大分県	国
一般行政職	大学卒	223,684 円	円
	高校卒	192,858 円	円
技能労務職	高校卒	192,858 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	284,311 円	357,864 円	380,375 円
	高校卒	254,312 円	343,434 円	360,173 円
技能労務職	高校卒	254,312 円	343,434 円	360,173 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

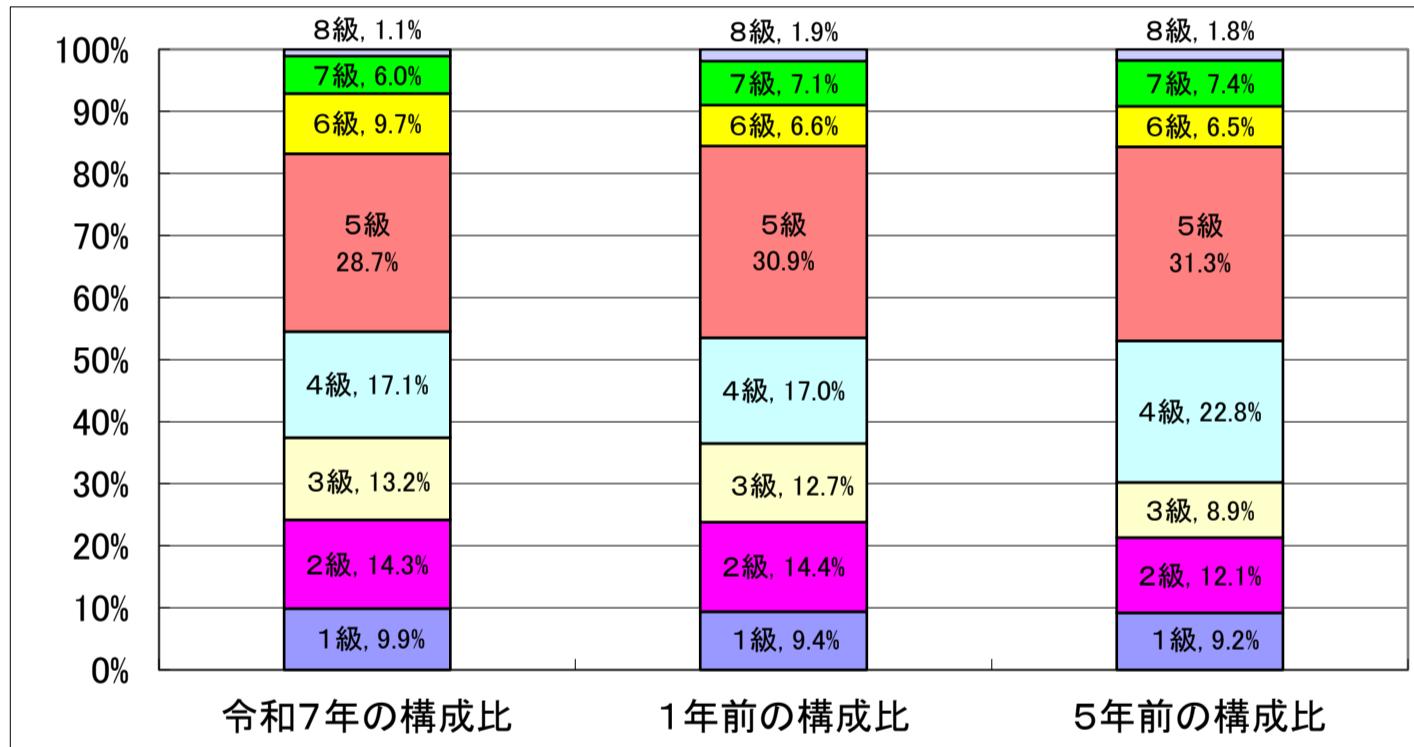
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	人 46	% 9.9	円 184,200	円 259,100
2級	主事・技師	人 66	% 14.3	円 230,900	円 309,700
3級	主任	人 61	% 13.2	円 266,300	円 356,000
4級	副主幹	人 79	% 17.1	円 299,900	円 390,800
5級	主幹	人 133	% 28.7	円 322,500	円 400,700
6級	課長補佐	人 45	% 9.7	円 356,500	円 417,300
7級	課長	人 28	% 6.0	円 409,600	円 452,600
8級	部長	人 5	% 1.1	円 460,000	円 490,300

(注) 1 宇佐市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宇佐市	大分県		国	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,814 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 千円		—	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 ()月分	(令和6年度支給割合) 勤勉手当 2.10 月分 ()月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 月分 ()月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○	○		
活用予定期	未定	未定	未定	

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

宇佐市	国	
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年	
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
平均支給額 754 千円 22,958 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

・地域手当は支給しておりません。

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	2,274 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	133,765 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	2.5 %	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
税務賦課徴収手当	税務課職員	市税徴収
感染症防疫作業手当		感染症防疫作業
福祉事務所現業手当	福祉課保護係職員	ケースワーカーとして
行旅病死人作業手当		行旅病人の収容作業 行旅死人の収容作業
犬猫処理手当	生活環境課等職員	犬猫の死体処理
野犬狩り手当		野犬狩りに従事
消防勤務手当	消防職員(日勤者除く)	消防業務 救急業務
災害応急手当		

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	111,645 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	199 千円
支給実績(令和5年度決算)	118,441 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	218 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者7,000円 (8級:3,500円) ・子10,000円 ・父母等7,000円 (8級:3,500円) ・特定期間の加算5,500円 	異なる	支給単価	71,852 千円	267,108 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住するために住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っているもの 11,000円～27,000円 ・その所有に係る住宅に居住している職員の住居手当廃止(経過措置:令和4年度、3,100円(新築から6年間は1,600円加算) 	異なる	借家について、対象家賃額、控除額、上限	59,247 千円	149,992 円
通勤手当	交通機関利用者限度額 55,000円 片道2km以上から14区分 7,500円から24,000円	異なる	距離区分及び単価	61,276 千円	121,821 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理又は監督の地位にある職員 ・園長、所長等 12,000円、21,500円 ・課長等 48,500円、53,500円 ・部長等 62,300円 66,200円、70,000円 	異なる	支給単価	34,027 千円	618,673 円
休日勤務手当	・1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150	同じ		28,652 千円	434,121 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長 副市長	(参考)類似団体における最高／最低額		
		810,000 円 650,000 円	1,053,000 円／ 870,000 円／	88,000 円 614,300 円
報酬	議長	415,000 円	629,000 円／	359,000 円
	副議長	375,000 円	575,000 円／	295,000 円
	議員	355,000 円	522,000 円／	273,000 円
期末手当	市長	(令和6年度支給割合) 3.40 月分		
	副市長	(令和6年度支給割合) 3.40 月分		
	議長 副議長 議員	(算定方式) 給料月額×在職月数×100分の42.5	(1期の手当額) 16,524,000	(支給時期) 期毎
退職手当	市長	給料月額×在職月数×100分の34	10,608,000	期毎
	備考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）

勤めた場合における退職手当の見込額である。

(参考) 教育長

給料	560,000円	期末手当	(令和6年度支給割合) 3.40月分
退職手当	(算定方式) 給料月額×在職月数×100分の17	(1期の手当額) 3,427,200	(支給時期) 期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、給料月額及び支給率に基づき、1期（3年＝36月）

勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

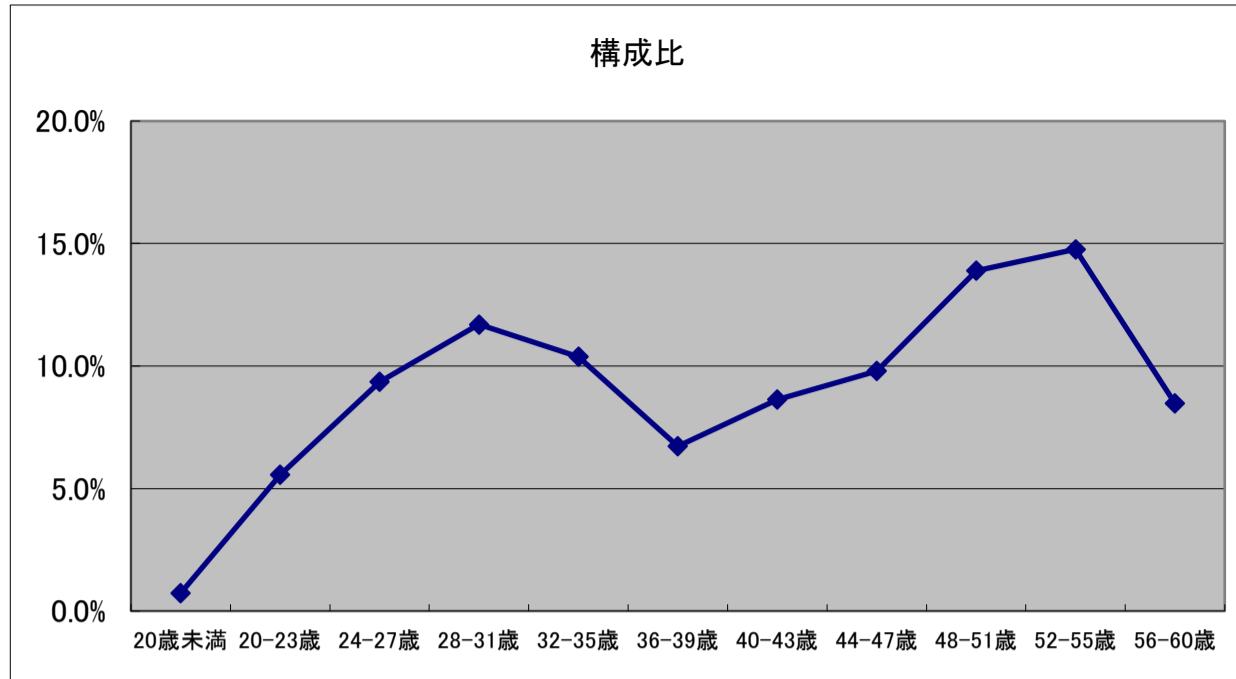
(令和6年は4月1日現在、令和7年は6月異動のため6月1日現在)

区分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0
		総務	112	111	△ 1 退職者不補充による欠員
		税務	35	35	0
		農水	62	62	0
		商工	20	18	△ 2 退職者不補充による欠員
		土木	63	63	0
		民生	77	77	0
		衛生	58	59	1 保健指導事業による増員
	計	432	430	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.41 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)
	教育部門	85	86	1	欠員の解消による増員
	消防部門	90	91	1	欠員の解消による増員
	小計	607	607	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 117.75 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)
公営企会業計等部門	水道	18	18	0	
	下水道	22	22	0	
	その他	37	37	0	
	小計	77	77	0	
合計		684	684	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 132.68 人
		[883]	[883]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	60歳	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4	37	74	69	75	53	58	65	86	101	63	685

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部 門 別	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間 の増減数(率)	
						増 減	率
一般行政	424	423	423	432	432	8	1.9%
教育	84	82	84	85	85	1	1.2%
消防	91	91	91	90	91	0	0.0%
普通会計計	599	596	598	607	608	9	1.5%
公営企業等会計計	69	74	77	77	77	8	11.6%
総合計	668	670	675	684	685	17	2.5%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。 (27年からは教育長を含まない)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占める職員給与費比率
令和6年度	千円 992,585	千円 -11,661	千円 68,582	% 6.9%	% 7.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 18	千円 69,075	千円 27,775	千円 23,314	千円 120,164	千円 6,676	千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

給料の削減等

◎全職員の給料をH18/4/1より一律5%削減、H22/4/1～H23/3/31は級別にカット率を設定した(1～2級=4%、3～6級=5%、7級以上=6%)

H23/4/1～H25/8/31は級別にカット率を設定した(1～2級=3%、3～6級=4%、7級以上=5%)

H25/9/1～H26/4/30は級別にカット率を設定した(1～2級=4%、3～6級=5%、7級以上=6.5%) ※国の東日本大震災に係る減額に応じたもの

H26/5/1～H29/3/31は級別にカット率を設定した(1～2級=2%、3～6級=3%、7級以上=4%)

H29/4/1～R2/3/31は級別にカット率を設定した(1～2級=2%、3～6級=4%、7級以上=6%)

R2/4/1～R5/3/31は級別にカット率を設定した(1～2級=1.5%、3級=3%、4～6級=4%、7級以上=6%)

R5/4/1～R8/3/31は級別にカット率を設定した(1～2級=1.2%、3級=2.7%、4～6級=3.8%、7級以上=5.8%)

◎管理職手当をH18/1/1より削減 課長級～(支給率)給料の8%→H18/1/1から6%→H20/4/1から5.5%

* H22/4/1より、カット後の中位層の額を参考に定額化している(課長級=31,500円)

* H25/9/1より、(課長=48,500円)に改定 * H28/4/1より、(課長=53,500円)に改定 * H25/9/1～H29/3/31は 10%削減

◎職員の昇給をH20/1/1より1年間停止(若年層及び給料表の二表適用者除く)

◎新給料表への号給の切替え(H18/4/1)に伴う経過措置としての現給保障について、差額相当額の30%削減

◎職務級の見直し(H23/4/1, H27/4/1)に伴う経過措置としての現給保障について、差額相当額の5～20%削減

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宇佐市 (水道事業)	43.6歳	347,989円	538,920円
団体平均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等全ての手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宇佐市(水道事業)	宇佐市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,860 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,766 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

宇佐市(水道事業)	宇佐市(一般行政職)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置
平均支給額 0 千円 0 千円	平均支給額 754 千円 22,958 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

・地域手当は支給しておりません。

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	3,558 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	209 千円
支給実績(令和5年度決算)	2,264 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	133 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者11,500円 ・子10,000円 ・父母等7,000円 ・配遇者がない場合の扶養親族1人目10,000円 ・特定期間の加算5,500円 	異なる	支給単価	1,524 千円	217,714 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住するために住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っているもの 11,000円～27,000円 ・その所有に係る住宅に居住している職員の住居手当廃止(経過措置:令和4年度、3,100円(新築から6年間は1,600円加算) 	異なる	借家について、対象家賃額、控除額、上限	1,469 千円	146,900 円
通勤手当	交通機関利用者限度額 55,000円 片道2km以上から14区分 7,500円から24,000円	異なる	距離区分及び単価	1,975 千円	131,667 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理又は監督の地位にある職員 ・課長 53,500円 	異なる	支給単価	642 千円	642,000 円
休日勤務手当	・1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150	同		0 千円	0 円

8 級別及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年6月1日現在）

※臨時職員と自治法派遣の指導主事は含まない。

【行政職給料表】

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	68	10.8%	主事	41	160	25.4%	係員級
				技師	8			
				保健師	3			
				保育士	2			
				司書	1			
				消防士	13			
2級	特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務	92	14.6%	主事	68	160	25.4%	係員級
				技師	7			
				社会福祉士	1			
				保健師	4			
				管理栄養士	1			
				司書	1			
3級	主任の職務	92	14.6%	主任	92	92	14.6%	主任級
				副主幹	115			
4級	副主幹の職務				115	115	18.2%	副主幹級
5級	主幹の職務	174	27.6%	主幹・室長	174	174	27.6%	主幹級
6級	課長、課長補佐の職務	51	8.1%	園長	3	84	13.3%	課長級
				所長	1			
				館長	1			
				室長・次長	2			
				課長補佐・署長補佐	44			
7級	困難な業務を分掌する課長の職務	33	5.2%	課長	26	84	13.3%	課長級
				所長	1			
				局長	2			
				次長	1			
				署長	1			
				分署長	1			
8級	部長の職務	6	1.0%	会計管理者	1	6	1.0%	部長級
				部長	2			
				支所長	2			
				議会事務局長	1			
				消防長	1			
	合計	631	100.0%					

【技能労務職給料表】

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	2	6.1%	—	3	3	9.1%	係員級
2級	高度の技能又は経験を必要とする職務	1	3.0%	—	1			
3級	主任の職務	3	9.1%	主任	1	3	9.1%	主任級
4級	副主幹の職務	9	27.3%	副主幹	9	9	27.3%	副主幹級
5級	専門員の職務	18	54.5%	専門員	18	18	54.5%	専門員級
6級	統括専門員の職務	0	0.0%	—	0	0	0.0%	統括専門員級
合計		33	100.0%					

【企業職給料表】

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務	2	11.1%	主事・技師	2	4	22.2%	係員級
2級	特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	2	11.1%	—	2			
3級	主任の職務	2	11.1%	主任	2	2	11.1%	主任級
4級	副主幹の職務	1	5.6%	副主幹	3	1	5.6%	副主幹級
5級	主幹の職務	9	50.0%	主幹	7	9	50.0%	主幹級
6級	課長、課長補佐の職務	1	5.6%	課長補佐	1	2	11.1%	課長級
7級	困難な業務を分掌する課長の職務	1	5.6%	課長	1			
8級	部長の職務	0	0.0%	—	0	0	0.0%	部長級
合計		18	100.0%					

III. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間

勤務場所	勤務時間帯	休憩時間
本庁の場合	8時30分から17時	45分

職種や勤務場所により異なります。

イ 休日、休暇等の状況

種類	概要
年次有給休暇	一年度につき20日 20日を超えない範囲内で翌年に繰り越せる
病気休暇	180日以内
特別休暇	主なものとして、産前産後休暇、出産補助・育児参加休暇、子の看護のための休暇、忌引休暇、夏季休暇、ウェルネス休暇等
介護休暇	2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護のための休暇で、連続する6ヶ月の期間内において必要と認められる期間(無給)
組合休暇	職員団体の業務又は活動に従事する場合(無給)

IV. 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分

種類	件数	処分事由
降任	0	
免職	0	
休職	4	心身の故障
降給	0	
失職	0	
合計	4	

イ 懲戒処分

種類	件数	処分事由
戒告	3	一般服務違反等関係
減給	0	
停職	0	
免職	0	
合計	3	

V. 職員の服務の状況

宇佐市職員服務規程による
宇佐市職員倫理規程による

VI. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

研修の状況	・市役所内での、新規採用職員研修、庶務研修、パソコン研修、人権学習会等 ・大分県自治人材育成センター主催の研修に参加 ・全国市町村国際研修所主催の研修に参加・各部内での業務研修等
-------	---

VII. 職員の福利及び利益の保護の状況

ア 健康管理事業の状況

項目	受診者数(人)	内容
定期健康診断	683	生活習慣病検診、一般健診、人間ドック、脳ドック等
VDT検査	0	電算事務に長時間従事する職員
予防接種	0	保健師、看護師等
頸肩腕健康診断	37	給食調理員

イ 公務災害等の発生状況

認定件数	内容	
	公務災害	通勤災害
令和6年度	1	1

ウ 職員互助会の状況

団体名	会員数(人)	予算額(千円)	市負担額(千円)	主な事業
宇佐市職員共済会	687	18,570	6,801	慶弔給付、教育文化・体育に関する事業

VIII. 公平委員会の報告

項目	件数	内容
勤務条件に関する措置の要求	0	
不利益処分に関する不服申立て	0	
その他		